NISHIMURA & ASAHI

インドネシア：外資系企業の最低払込資本金の引き下げ

アジアニューズレター　　　　2025 年 10 月 16 日号

執筆者:
吉本 祐介
y.yoshimoto@nishimura.com
我妻 由香莉
y.wagatsuma@nishimura.com
Jeanne Elisabeth Donauw
Jdonauw@wplaws.com
Yuki Nur Palupi Tresnaningtyas
ytresnaningtyas@wplaws.com

インドネシア投資・下流産業省（以下「BKPM」といいます。）は、2025 年 10 月 2 日、2025 年 BKPM 規則第 5 号（以下「新規則」といいます。）を公布しました（同日施行）。新規則においては、外資系企業が会社設立後の事業許可取得に際して満たす必要がある最低払込資本金の金額基準が 100 億ルピア（約 9,000 万円）から 25 億ルピア（約 2,300 万円）に引き下げられました。

新規則は、先行する 3 つの規則（2021 年 BKPM 規則第 3 号、第 4 号及び第 5 号）を廃止・統合するものです。

今回の新規則の公布は、2025 年に国家官房省（Kementerian Sekretariat Negara）との協議の場で、当事務所と提携関係にある Walalangi & Partners がインドネシア政府に提出した提案や、一般からのフィードバックに基づき行われたものです。

BKPM による公開イベントでの発言を参考にすると、新規則は、特に投資家へ法的確実性を提供することで、インドネシアのビジネス環境の改善を目的としたインドネシア政府の継続的な取組姿勢を示すものであると考えられます。

新規則は、外国投資家のインドネシアにおける事業許可取得をより容易にするものである一方、投資の実行段階において審査が強化されることも予想されます。関連する法規則について、今後ますます留意することが肝要です。

本ニューズレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2025